

平成29年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | | 年間総処理量 | 574,613,000 m ³ |
| | | 1日平均処理量 | 1,574,000 m ³ |
| (2) ポンプ場 | 72 箇所 | | |
| | | 年間総揚水量 | 287,147,000 m ³ |
| | | 1日平均揚水量 | 787,000 m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 45,845,919 千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	135,596,173 千円
第1項 営業収益	102,961,352 千円
第2項 営業外収益	32,181,213 千円
第3項 特別利益	453,608 千円

支 出

第1款 下水道管理費	120,488,512 千円
第1項 営業費用	107,316,198 千円
第2項 営業外費用	12,893,014 千円

第3項 特別損失	269,300 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,956,218 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 78,247,007 千円

第1項 資本的収入	78,247,007 千円
-----------	---------------

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 137,203,225 千円

第1項 建設改良費	49,620,624 千円
-----------	---------------

第2項 企業債償還金	87,543,247 千円
------------	---------------

第3項 投資	29,354 千円
--------	-----------

第4項 予備費	10,000 千円
---------	-----------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 請負契約の締結に係る 予算外義務負担	平成30年度	230,000 千円
下水道整備工事	平成30年度から 平成31年度まで	25,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払に充てるため。
- (2) 限度額 31,229,000 千円
 下水道整備事業費充当企業債 28,629,000 千円
 資本費平準化債 2,600,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 イ 起債の時期は平成29事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,234,498 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文 子